

# 運営費負担金について

資料 1 - 8

## 1 運営費負担金の法的根拠

地方独立行政法人法第85条第1項

公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担するものとする。

第1号 その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費  
(看護師養成、救急医療等の確保のための経費)

第2号 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業に伴う収入のみをもって  
充てることが客観的に困難であると認められる経費 (高度特殊医療、不採算部門等の経費)

設立団体である地方公共団体が負担すべき経費等については、「地方独立行政法人法等の施行に係る公営企業型地方独立行政法人の取扱いについて(H16.4.1総財公第39号総務省自治財政局公営企業課長通知、改正:H21.3.26総財公第25号)」で、毎年度総務省が発出する「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に準じ、設立団体が負担すべきこととされている。

## 2 第3期中期計画における積算内訳

(単位:千円)

区分	対象経費	算定方法	対象病院等	R3 当初予算額	
第85条の2第1項第1号経費 地方独立行政法人法	看護師養成所経費	信州木曾看護専門学校運営費	経費相当額	信州木曾看護	119,575
		県立看護学校に係る講師等補充職員経費及び看護学生臨床実習指導経費	人件費相当額	信州、駒ヶ根、こども	4,734
	救急医療経費	救急告示病院に対する空床確保及び待機手当に対する補填	経費相当額	信州、阿南、木曾、こども	425,456
		防災対策経費	経費相当額	5病院	11,000
	保健衛生行政事務経費	県各種委員会等に係る人件費	人件費相当額	信州、駒ヶ根、木曾、こども、信州木曾看護、本部	2,703
	院内保育所経費	病院内保育所の運営に要する経費	保育所収支差	信州、木曾、こども	30,909
	基礎年金拠出金公的負担経費	基礎年金拠出金公的負担経費	経費相当額	5病院、2老健、信州木曾看護、本部	329,245
小計				923,622	
同条同項第2号経費	高度医療経費	集中治療室等運営費	経費相当額	信州、木曾、こども	289,300
		小児在宅医療支援病棟運営経費	病棟収支差	こども	36,276
		リニアック更新経費	経費相当額	こども	6,085
	精神病院	精神病棟運営経費	経費相当額	駒ヶ根	283,176
		児童思春期病棟運営経費	病棟収支差	駒ヶ根	164,299
	結核医療経費	結核病院運営費	経費相当額	信州	66,528
	リハビリテーション経費	リハビリテーション運営費	経費相当額	5病院	75,839
	周産期医療経費	新生児特定集中治療室運営費	経費相当額	信州、木曾、こども	358,869
	小児医療経費	小児専用病床運営経費	経費相当額	信州、こども	253,092
	不採算地区病院運営経費	不採算地区病院運営費	経費相当額	阿南、木曾	572,250
		阿南病院の入院単価措置	全国平均差額	阿南	240,760
	へき地医療確保経費	へき地訪問看護運営経費	経費相当額	阿南、木曾	2,862
	研究研修経費	医師等の研究研修に要する経費	経費相当額	5病院	47,075
		連携大学院経費	経費相当額	駒ヶ根	7,000
		精神科医の養成に要する経費	経費相当額	駒ヶ根	8,096
		総合医の養成に要する経費	経費相当額	信州	5,600
	医師確保対策経費	医師の勤務環境の改善に要する経費 医師の派遣を受けることに要する経費	経費相当額	5病院	225,499
先端医療の推進に要する経費		経費相当額	本部	6,977	
元利償還	元金償還額×1/2(～H14着手分2/3)	繰出基準(一部上乘せ)	5病院、2老健、信州木曾看護、本部	1,663,506	
	企業債利息×1/2(～H14着手分2/3)	繰出基準(一部上乘せ)	5病院、2老健、信州木曾看護、本部	273,289	
小計				4,586,378	
合計				5,510,000	